重　要　事　項　説　明　書　（本 館）

（施設介護サービス利用契約書）

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第３９号第４条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者

事業者の名称	社会福祉法人英楽会
法人所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池１０番地
代表者氏名	理事長　田辺　宏章
電話番号	０５２－６２５－０２９４

2　ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム楓林花の里（指定番号：2371400165）
施設の所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池１０番地
施設長名	松尾　太郎
電話番号	０５２－６２５－０２９４

3　ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		名古屋市長の事業者指定		利用定数	
（名称：楓林花の里南館）		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	R8.4.1	2371403128	６７人	（ユニット型）
（名称：楓林花の里）					
居宅	通所介護	R8.4.1	2371400355	４０人	（介護予防含む）
	短期入所生活介護	R8.4.1	2371400165	１６人	（介護予防含む）
居宅介護支援事業		R8.4.1	2371400074		

4　事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、老人福祉法第２０条の５に規定する特別養護老人ホームであって、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあっては、利用者の生きがいや、潤いのある日常生活を確立するため、健康の保持に細かく配慮し、また一人一人に優しい対応に心掛け適切な介護を実施して、個別処遇の充実を図るとともに、地域の福祉活動に積極的に参加し、処遇の幅を広げる。

５　施設の概要

敷地		６，１１０．３５㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造５階建（耐火建築）
	延べ床面積	５，４８９．２３㎡
	利用定員	８４名

（1）居　室

居室の種類	室　数	面　積	１人あたり面積
１人部屋	（２８）室	１３．１７㎡	13.17 ㎡
２人部屋	（１０）室	２２．８７㎡	11.44 ㎡
４人部屋	（１３）室	４３．３５㎡	10.84 ㎡

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	
食堂	２室	３７９．５６㎡	
機能訓練室	１室	６０．６１㎡	
一般浴室	１室	１６７．９１㎡	
機械浴室	特殊浴槽	２　台	
医務室	１室	２９．４０㎡	
談話室	２箇所		
静養室	２箇所		

６　職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1				1	
生活相談員	1		1				1	社会福祉士１名
介護職員	41		36		5		28 以上	介護福祉士 31 名
看護職員	3		2		1			看護士２名 准看護士１名
機能訓練指導員	1		1				1 以上	看護士１名
介護支援専門員	2	2					1 以上	
医　　師	2				2		必要数	診療科：外科 精神科
栄　養　士	2		2				1	管理栄養士

７　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（９：００～１７：２０）常勤で勤務	４週７休
生活相談員	正規の勤務時間帯（９：００～１７：２０）常勤で勤務	４週７休
介護職員	・早番（　７：３０～１６：３０） 日勤（　９：００～１８：００） （１０：００～１９：００） 夜勤（１７：００～９：１０） ・昼間（　９：００～１７：００）は、原則として職員１名あたり入所者１０名のお世話をします。 ・夜間（１７：００～　９：００）は、原則として職員１名あたり入所者２５名のお世話をします。	原則として、４週７休
看護職員	・正規の勤務時間帯（　９：００～１７：２０）、原則として３名体制で勤務します。 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	
機能訓練指導員	週５日、９：００～１７：２０まで勤務	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（　９：００～１７：２０常勤で勤務）	
医　　師	週２日（月、木曜日）、１５：００～１７：００まで、勤務します。	
栄養士	正規の勤務時間帯（　９：００～１７：２０常勤で勤務）	

８　施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種　　類	内　　容
排　　泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入　　浴	・年間を通じて週２回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・日々の口腔ケアが適切に実施されるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週１回、寝具の消毒は、月１回実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。

	・当施設の保有するリハビリ器具 ・歩行器１４機　・歩行訓練用階段　・平行棒 ・車椅子２２機　・壁面用助木　・姿勢制御鏡
健康管理	・嘱託医師により、週２回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 （当施設の嘱託医師） 氏　名：鬼頭　靖 診療科：胃腸外科（所属病院　鬼頭医院） 診察日：毎週月、木曜日 １５：００～１７：００
栄養管理	低栄養の改善及び予防、生活機能の維持向上を図り、食べる楽しみや喜びを味わえるよう、栄養ケア計画を作成します。
相談及び援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備　カラオケ、ピアノ、映画鑑賞用スクリーン ・クラブ活動（園芸、茶道、華道、書道、音楽、家庭科） ・主なレクリエーション行事　※季節毎に事業計画書に基づき、実施 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

介護保険給付外サービス

サービスの種別	内　　容
食　　事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して、下記時間帯を目安にお好みの時間に食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食　７：３０～　８：３０ 頃 昼食１２：００～１３：００ 頃 夕食１８：００～１９：００ 頃
喫茶コーナー	喫茶（毎週　金曜日）

売店	移動売店（隔週　火曜日）主に菓子類の販売 衣料売店（不定期）衣類の販売
理髪・美容	・毎月１回（第３月曜日）　㈲ひまわりの出張による理髪サービスを利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむをえない場合を除き、７日前までに購入代金を添えて事務所までお申し込み下さい。
金銭管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。 管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。 お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印 （原則として、１つ） 保管場所：通帳は、事務室金庫 印鑑は、小金庫 保管管理者：施設長が責任をもって管理します。 出納方法：所定用紙にて７日前までに事務所へ請求。

９　利用料

（１）法定給付

区　　分	利　　用　　料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービス費の 1 割、2 割、3 割のいずれか） ※介護保険負担割合証の負担割合による
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービスの基準額に同じ）

（２）法定外給付

区　　分	利　　用　　料			
居住費（１日）	＜多床室＞		＜個室＞	
	第１段階	０円	第１段階	３８０円
	第２段階	４３０円	第２段階	４８０円
	第３段階①	４３０円	第３段階①	８８０円
	第３段階②	５３０円	第３段階②	９８０円
	第４段階	９１５円	第４段階	１，２３１円

食費（１日）	第１段階　　３００円 第２段階　　３９０円 第３段階①　　６８０円 第３段階②　１，４２０円 第４段階　　１，７６３円
理容・美容サービス（税込）	・散髪　　１回　２，４２０円 ・顔剃り　　１回　１，３２０円 ・散髪と顔剃り　　１回　３，５２０円 ・毛染め（散髪料込み）　１回　６，２７０円 ・毛染めのみ　　１回　４，４００円 ・パーマ（散髪料込み）　１回　６，８２０円 ・散髪と毛染めとパーマ　１回　１１，１００円 ※毛染め、パーマは髪の長さに応じて加算あり ※ベッド上での施術など個別対応について加算あり
日常生活品の購入代行サービス	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
金銭管理サービス	・基本サービス料　１日　５０円
電気代	・電気代　１日　１品目　６０円

食事のキャンセルは３日前の午後５時まで受付けます。それ以降のキャンセルについては、実費分をいただくことになります。

（３）入所者の選定により提供するもの

区　　分	利　　用　　料
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・喫茶コーナー利用代金　・移動売店代金 ・衣料売店代金　・日常生活品の購入代金 ・予防接種代金　・口腔ケア用特殊歯ブラシ代金

１０　苦情等申立先

当施設における苦情相談窓口	苦情受付担当者　林　史典　苦情解決責任者　松尾　太郎 ご利用時間　９：００～１７：００（土日・祝日除く） ご利用方法　電話　０５２－６２５－０２９４ 面接　要予約
第三者委員	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 名古屋市北区清水四丁目 17-1　名古屋市総合社会福祉会館 5 階 電話　０５２－９１０－７９７６ FAX　０５２－９１０－７９７７

行政機関その他の苦情受付機関	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課　指導担当 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号　名古屋市役所 電話　０５２－９５９－２５９２ FAX　０５２－９５９－４１５５
行政機関その他の苦情受付機関	愛知県国民健康保険団体連合会 名古屋市東区泉一丁目６番５号　国保会館南館７階 電話　０５２－９７１－４１６５ FAX　０５２－９６２－８８７０

１１－1　協力医療機関

医療機関の名称	南生協病院
所在地	名古屋市緑区大高町字平子３６番地
電話番号	０５２－６２５－０３７３
診療科	内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、眼科 脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、 メンタルクリニック科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

医療機関の名称	名古屋市立大学医学部付属　みどり市民病院
所在地	名古屋市緑区潮見が丘１丁目７７番地
電話番号	０５２－８９２－１３３１
診療科	内科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、 放射線科、整形外科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

医療機関の名称	平岩病院
所在地	名古屋市緑区鳴海町相原町２６
電話番号	０５２－６２１－０００２
診療科	内科、小児科、消化器内科、呼吸器内科、 循環器内科、内分泌内科、リハビリテーション科
入院設備	有
救急指定の有無	有

契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

１１－２

医療機関の名称	はちや歯科
所在地	名古屋市緑区有松愛宕３１５番地
電話番号	０５２－６２３－６７７６
診療科	歯科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

１２　非常災害時の対策

<table>
<tr><td>非常時の対応</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのっとり対応を行います。</td></tr>
<tr><td>近隣との協力関係</td><td colspan="4">特別養護老人ホーム緑生苑と、非常時の相互の応援を約束しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">平常時の訓練等防災設備</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのっとり年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。</td></tr>
<tr><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>○個所</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>１８７</td><td>防火扉・シャッター</td><td>１９</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td></td><td>屋内消火栓</td><td>４５</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機</td><td>あり</td><td>非常通報装置</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>誘導灯</td><td>５１</td><td>漏電火災報知機</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ報知機</td><td>あり</td><td>非常用電源</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="4">カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。</td></tr>
<tr><td>消防計画等</td><td colspan="4">消防署への届出日：令和５年１０月２４日
防火管理者：田島　祐樹</td></tr>
</table>

１３　当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度事務所に届出てください。面会時間　９：００～２０：００
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行先、帰宅時間、連絡先を事務所に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	緑区内の協力医療機関等への受診については、当施設職員が付き添います。それ以外の医療機関の受診については、身元引受人の方に付き添いをしていただきます。

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用者ご自身で管理していただきます。
現金等の管理	利用者ご自身で管理していただきます。ご自身の責による紛失等については、責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持込および飼育はお断りします。

１４　第三者評価の実施状況　　実施無

１５　虐待の防止のための措置

当施設は、虐待の発生又はその再発を予防するため、次の措置を講じます。

(1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

(2) 当施設における虐待防止のための指針を整備します。

(3) 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施します。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

１６　身体的拘束及びその他の行動の制限に関する措置

(1) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。

(2) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、施設が別に定める「身体拘束廃止委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めます。